

令和5年度第2回水戸市廃棄物減量等推進審議会

日時 令和5年10月12日（木）

午前10時から

場所 水戸市役所政策会議室

会 議 次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 題

(1) 水戸市ごみ処理基本計画（第4次）骨子（案）について

(2) その他

4 閉 会

水戸市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

(順不同・敬称略)

選出 区分	所属団体等	役職・氏名	備考
学 識 経 験 者	茨城大学	学長特別補佐（SDGs推進） はすい せいいちろう 蓮井 誠一郎	会長
	水戸商工会議所	振興部 経営支援課長 はぎのや ひとし 萩野谷 均	副会長
	水戸市議会	総務環境委員 はかまつか たかお 袴塚 孝雄	
	水戸市議会	総務環境委員 すだ ひろかつ 須田 浩和	
市 民	NPO消費者市民ネット21	理事 ふじさく りえこ 藤咲 利枝子	
	水戸市住みよいまちづくり推進協議会	常任理事（生活環境部長） ほうじょう てるよ 北條 てるよ	
	水戸市高齢者クラブ連合会	理事 えばた ひろし 江幡 裕	
	水戸市地域女性団体連絡会	会長 はやし ゆかり 林 由香里	
	公募	ときた ながこ 鵜田 ナガ子	
	公募	むろい ひろし 室井 洋	
事 業 者	いばらきコープ生活協同組合	総合企画室次長 しのざき つとむ 篠崎 勉	
	イオンリーテール株式会社 イオン水戸内原店	人事総務課長 いなだ かずこ 稲田 加寿子	
処 理 業 者	水戸市環境整備事業協同組合	理事長 いちのさわ ひでお 市野沢 秀夫	
	水戸市再資源化事業協同組合	代表理事 かわさき こういち 川崎 晃一	
行政 機関	茨城県県民生活環境部資源循環推進課	資源循環推進課長 おおしま ひろあき 大嶋 弘章	

水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例(抜粋)

平成 12 年 3 月 29 日

水戸市条例第 6 号

第 2 章 廃棄物減量等推進審議会

(廃棄物減量等推進審議会)

第 6 条 法第 5 条の 7 第 1 項の規定に基づき，一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項を審議するため，水戸市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(組織)

第 7 条 審議会は，学識経験を有する者，市民，事業者，一般廃棄物処理業者，関係行政機関の職員等のうちから，市長が委嘱する 15 人以内の委員をもって組織する。

(任期)

第 8 条 委員の任期は，2 年とする。ただし，補欠により委嘱された委員の任期は，前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 9 条 審議会に，委員の互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は，審議会の会務を総理する。

3 副会長は，会長を補佐し，会長に事故あるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

(会議)

第 10 条 審議会は，会長が招集し，会長は，会議の議長となる。

2 審議会は，委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は，出席委員の過半数をもって決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 11 条 審議会は，必要があると認めるときは，関係者の出席を求め，説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第 12 条 審議会の庶務は，生活環境部において行う。

水戸市ごみ処理基本計画（第4次）

骨子（案）

目次

第1章 計画の基本的事項	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置付け	2
3 計画対象区域	2
4 計画期間	2
第2章 ごみを取り巻く現況と課題	3
1 水戸市の概況	3
(1) 人口の現状	3
(2) 産業構造の現状	5
2 ごみの排出状況	7
(1) ごみの排出量	7
(2) 家庭系ごみ排出量	8
(3) 事業系ごみ排出量	9
(4) 資源物排出量	9
3 ごみ処理・再資源化・最終処分状況	10
(1) ごみ処理状況	10
(2) 再資源化状況	11
(3) 最終処分状況	12
4 ごみ処理体制	13
(1) 収集区域及び処理区域	13
(2) 分別区分及び排出場所等	14
(3) 資源物とごみの処理体系	15
(4) 処理施設等の概要	16
5 ごみ処理事業の評価	19
(1) 前計画の概要	19
(2) 前計画の取組状況	21
(3) 前計画の目標達成状況	23
6 現状を踏まえた本市の課題	26
(1) ごみの排出量に関する課題	26
(2) 再資源化に関する課題	26
(3) 適正処理等に関する課題	27
第3章 計画の基本的方向	28
1 目指す姿	28
2 基本方針	29
3 計画目標	30
4 施策体系	32

第 1 章 計画の基本的事項

第 1 章

1 計画策定の趣旨

地球温暖化や海洋プラスチックごみによる生態系への影響など、地球規模での環境問題が顕在化しています。このような問題に対応するため、脱炭素社会の実現を見据えた循環型社会の形成が求められています。

国においては、「循環型社会形成推進基本法」に基づき、ライフサイクル全体での徹底的な資源循環、適正処理の更なる推進と環境再生などを重要な方向性として掲げた「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定したほか、新たに「食品ロスの削減の推進に関する法律」や「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」などを制定し、循環型社会の形成に向けた取組を進めています。また、県においては、2021（令和3）年3月に「第5次茨城県廃棄物処理計画」を策定し、基本的施策として3Rや廃棄物適正処理の推進を掲げています。

本市では、2014（平成26）年度から2023（令和5）年度までを計画年度とした「水戸市ごみ処理基本計画（第3次）」を策定し、2020（令和2）年4月の清掃工場「えこみっと」の供用開始にあわせ、プラスチック製容器包装をはじめとした新たな分別品目の収集を開始するなど、ごみの減量化・再資源化に積極的に取り組んできました。

今後、循環型社会の形成に向け、更なるごみの発生抑制・再使用及び再資源化を図るため、国・県の計画等やSDGsの理念を踏まえるとともに、策定を進めている「水戸市第7次総合計画」や関連計画との整合性を図りながら、新たに「水戸市ごみ処理基本計画（第4次）」を策定するものです。

第 2 章

第 3 章

第 4 章

資料編

2 計画の位置付け

本計画は、環境基本法、循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や、水戸市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例等の法令に基づき策定するものです。また、本計画の策定は、国・県及び市の定めている上位計画や関連する計画等との整合を図る必要があります。

本計画の国・県及び市の諸計画との関係を以下に示します。

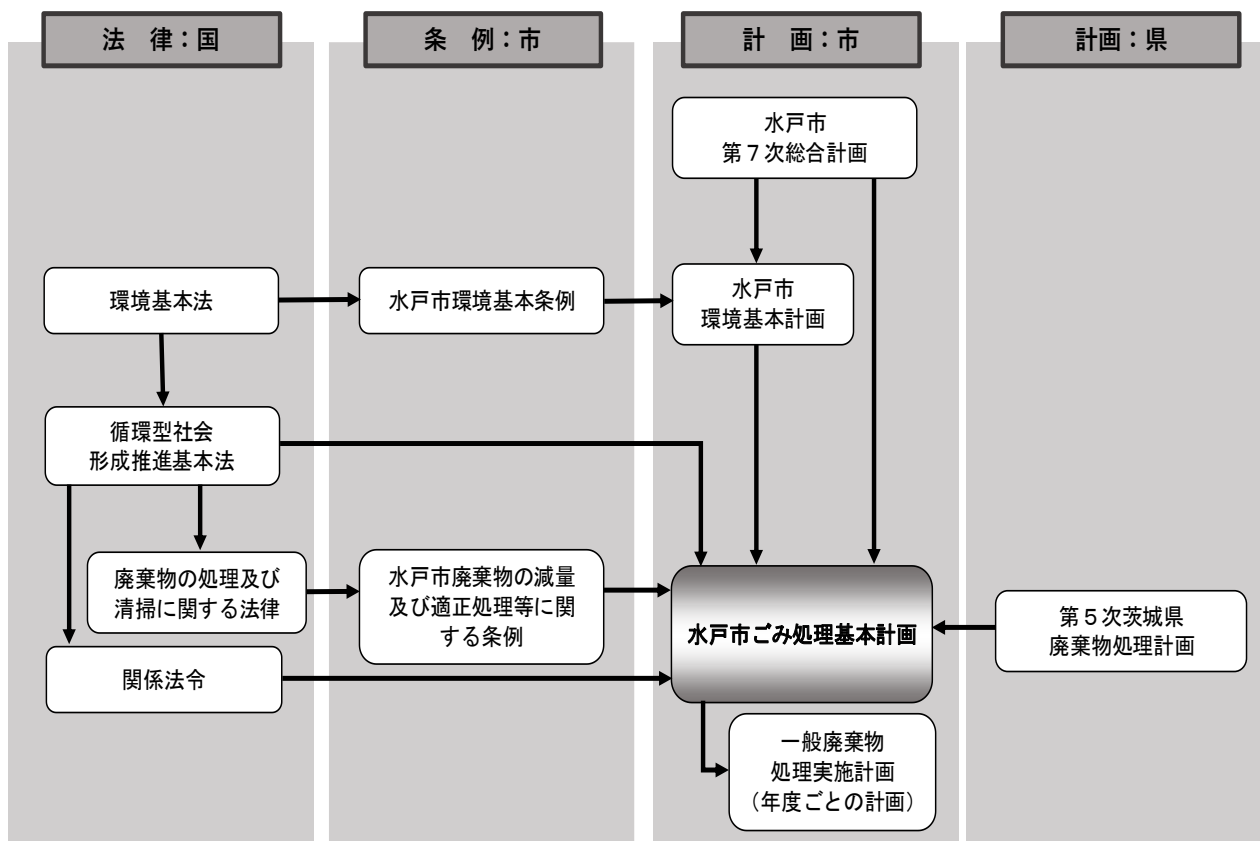


図 1-1 計画の位置付け及び諸計画との関係

3 計画対象区域

本計画の対象区域は、本市の行政区域全域とします。

4 計画期間

本計画の計画期間は、2024（令和6）年度から2033（令和15）年度までとします。

※国が定める「ごみ処理基本計画策定指針」を踏まえ、計画期間を10年間とします。

※社会情勢の変化や制度改正等の状況を踏まえ、計画の見直しを検討します。

第2章 ごみを取り巻く現況と課題

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

1 水戸市の概況

(1) 人口の現状

ア 年齢別人口

人口及び世帯数の推移を見ると、増加を続けていた人口は、2015（平成27）年をピークに減少に転じていますが、世帯数は増加を続けています。年齢別人口の推移は、年少人口が減少を続けている一方、高齢者人口は増加を続けており、少子高齢化が進んでいます。2020（令和2）年の人口は270,685人、世帯数は122,598世帯となっています。

表2-1 年齢別人口の推移

（単位：人、％）

		1990 (平2)	1995 (平7)	2000 (平12)	2005 (平17)	2010 (平22)	2015 (平27)	2020 (令2)
年齢別人口	年少人口 (0～14歳)	45,471	41,878	38,317	38,118	37,340	34,839	33,685
	構成比	19.4	17.0	15.5	14.5	13.9	12.9	12.4
	生産年齢人口 (15～64歳)	163,764	171,231	168,589	174,321	169,886	163,039	158,472
	構成比	69.7	69.5	68.3	66.4	63.2	60.2	58.5
	高齢者人口 (65歳以上)	24,301	32,372	39,359	49,935	57,793	66,236	70,922
	構成比	10.3	13.1	16.0	19.0	21.5	24.5	26.2
総人口 (年齢不詳者含む)		234,968	246,347	246,739	262,603	268,750	270,783	270,685
増加率 (対前回調査比)		2.6	4.8	0.2	6.4	2.3	0.8	0.0
世帯数		83,409	91,578	96,067	104,521	112,099	117,590	122,598

（資料：国勢調査）

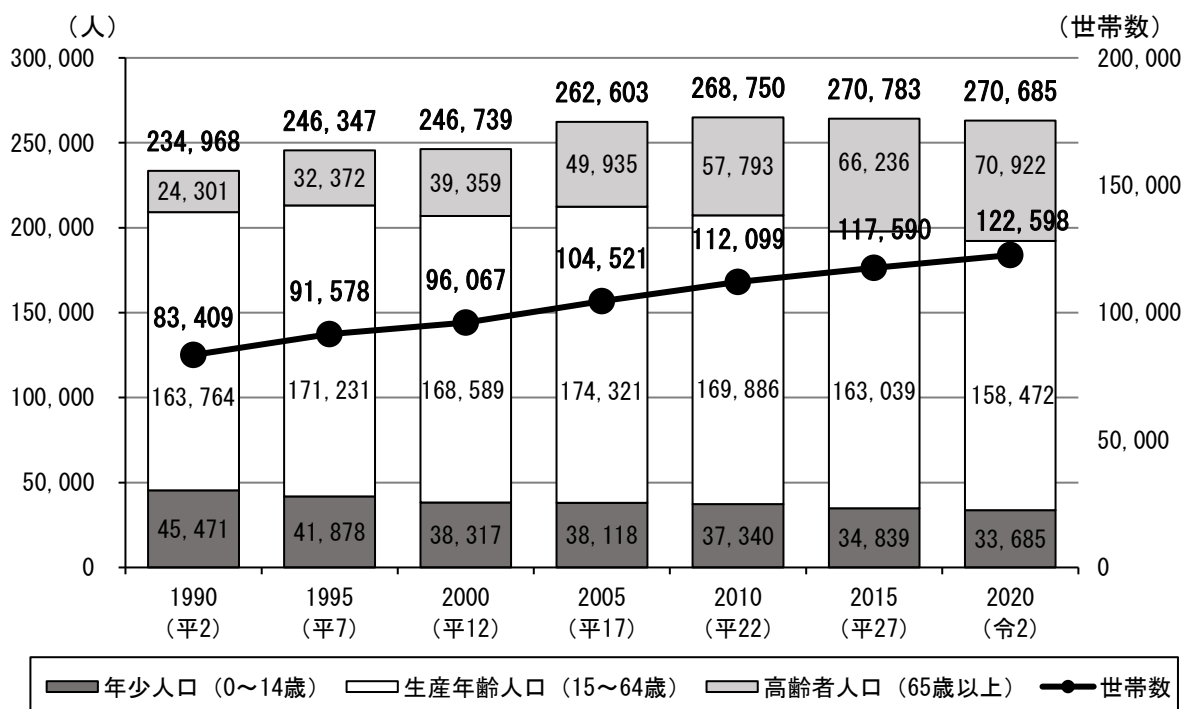


図2-1 年齢別人口の推移

イ 昼間人口

本市の昼間人口は、通勤や通学による流入人口が多く 2020（令和 2）年の流入超過人口は 24,988 人となっています。また、昼夜間人口比率は 109.2%となっています。

表 2-2 昼間人口の推移

(単位：人、%)

区分	夜間人口	流動人口						流入 超過人口	昼間人口	昼夜間 人口比率
		流出	うち		流入	うち				
	A	B	就業者	通学者	C	就業者	通学者	D=C-B	E=A+D	E/A
1990 (平2)	233, 536	25, 879	21, 761	4, 118	68, 474	49, 750	18, 724	42, 595	276, 131	118. 2
1995 (平7)	245, 481	28, 573	25, 092	3, 481	74, 388	55, 683	18, 705	45, 815	291, 296	118. 7
2000 (平12)	246, 265	29, 947	26, 747	3, 200	73, 141	57, 236	15, 905	43, 194	289, 459	117. 5
2005 (平17)	262, 374	32, 560	29, 597	2, 963	72, 137	57, 076	15, 061	39, 577	301, 951	115. 1
2010 (平22)	268, 750	33, 853	30, 750	3, 103	68, 225	54, 048	14, 177	34, 372	303, 122	112. 8
2015 (平27)	270, 783	37, 378	34, 172	3, 206	68, 108	53, 920	14, 118	30, 730	301, 513	111. 3
2020 (令2)	270, 685	38, 458	35, 530	2, 928	63, 446	51, 279	12, 167	24, 988	295, 673	109. 2

（資料：国勢調査）

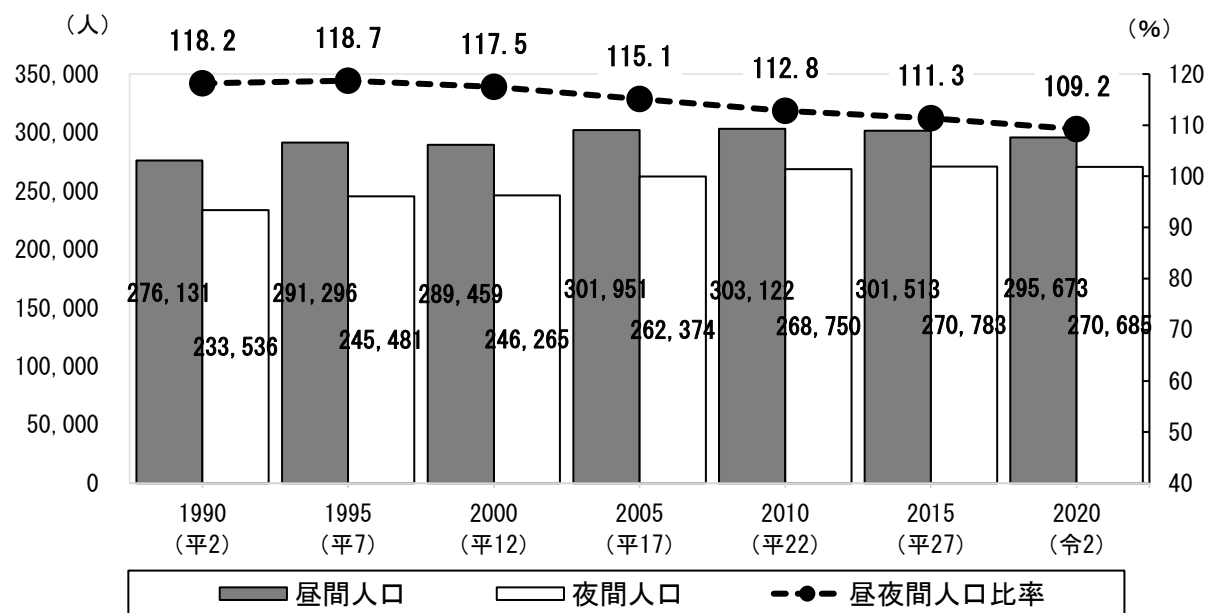


図 2-2 昼間人口の推移

(2) 産業構造の現状

ア 産業別就業者人口

産業別就業者人口の推移を見ると、第1次産業が減少傾向、第3次産業は増加傾向にあり、第2次産業は微減傾向となっています。2020(令和2)年における就業者総数は126,968人となり、第1次産業は2,892人(2.3%)、第2次産業は23,135人(18.2%)、第3次産業は97,991人(77.2%)となっています。

表2-3 産業別就業者人口の推移

(単位：人、%)

区分	就業者 総数	第1次産業		第2次産業		第3次産業	
		就業者数	構成比	就業者数	構成比	就業者数	構成比
1990(平2)年	115,125	5,106	4.4	24,896	21.6	84,608	73.5
1995(平7)年	123,910	5,416	4.4	25,757	20.8	91,926	74.2
2000(平12)年	120,903	4,180	3.5	24,514	20.3	90,535	74.9
2005(平17)年	124,716	4,973	4.0	22,848	18.3	95,016	76.2
2010(平22)年	125,207	3,475	2.8	21,880	17.5	92,296	73.7
2015(平27)年	127,846	3,283	2.6	23,551	18.4	94,739	74.1
2020(令2)年	126,968	2,892	2.3	23,135	18.2	97,991	77.2

(資料：国勢調査)

※1 就業者総数、就業者数は、常住地における数値です。

※2 就業者総数は、「不詳」を含みます。

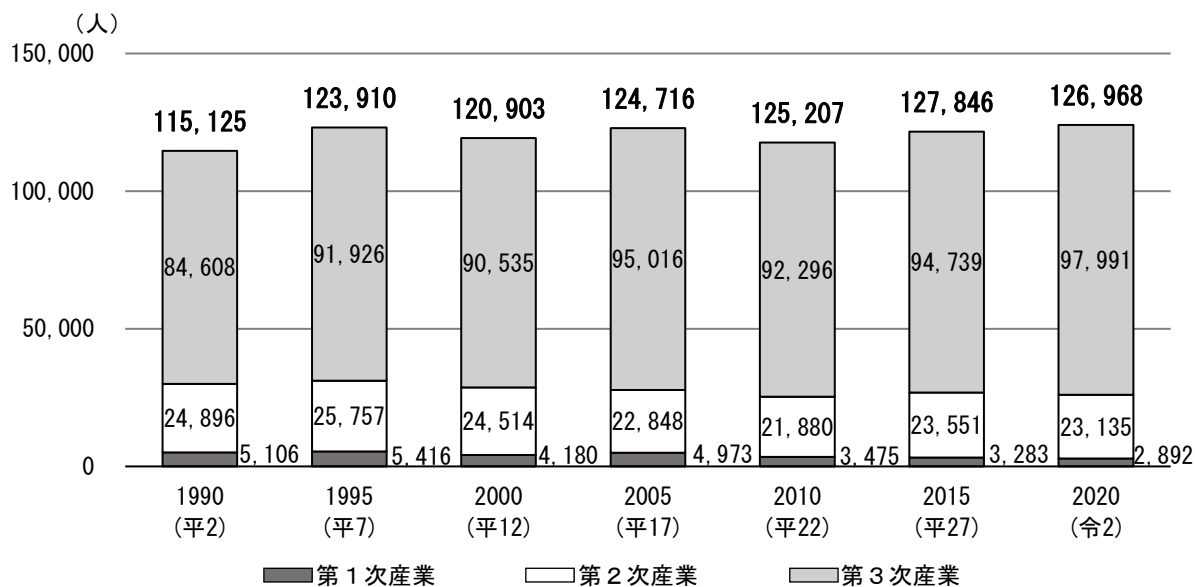


図2-3 産業別就業者人口の推移

イ 産業分類別事業所数及び就業者数

本市の産業分類別の事業所数の内訳をみると、卸売業、小売業（24.8%）が最も多く、次いで宿泊業、飲食サービス業（10.7%）、建設業（9.4%）となっており、就業者数は、卸売、小売業（19.9%）が最も多く、次いで医療、福祉（16.2%）、サービス業（その他に分類されないもの）（14.1%）となっています。

表 2-4 産業分類別の事業所数及び就業者数

区分		事業所数		就業者	
		事業所数 (箇所)	構成比 (%)	就業者数 (人)	構成比 (%)
1 次	1 次 計	34	0.3	433	0.3
	農林漁業	34	0.3	433	0.3
2 次	2 次 計	1,604	12.9	17,258	11.5
	鉱業、採石業、砂利採取業	1	0.0	9	0.0
	建設業	1,177	9.4	10,633	7.1
	製造業	426	3.4	6,616	4.4
3 次	3 次 計	10,818	86.8	132,741	88.2
	電気・ガス・熱供給・水道業	38	0.3	913	0.6
	情報通信業	152	1.2	3,098	2.1
	運輸業、郵便業	229	1.8	7,870	5.2
	卸売業、小売業	3,089	24.8	29,952	19.9
	金融業、保険業	327	2.6	6,792	4.5
	不動産業、物品賃貸業	947	7.6	3,808	2.5
	学術研究、専門・技術サービス業	789	6.3	5,966	4.0
	宿泊業、飲食サービス業	1,333	10.7	11,350	7.5
	生活関連サービス業、娯楽業	1,137	9.1	7,176	4.8
	教育、学習支援業	531	4.3	9,630	6.4
	医療、福祉	1,136	9.1	24,403	16.2
	複合サービス事業	47	0.4	570	0.4
	サービス業（他に分類されないもの）	1,063	8.5	21,213	14.1
	総 数（公務を除く。）	12,456	100.0	150,432	100.0

（資料：令和 3 年経済センサスー活動調査）

2 ごみの排出状況

(1) ごみの排出量

本市のごみ排出量の推移を以下に示します。

本市では、清掃工場「えこみっと」の稼働にあわせ、令和2年4月から資源物とごみを5種16分別に細分化し、新たな分別品目としてペットボトル、プラスチック製容器包装などの資源物や、蛍光灯、水銀体温計などの有害ごみについて集積所での収集を市内全域で開始しました。

ごみの総排出量及び1人1日当たりのごみの排出量は、減少傾向にあり2022(令和4)年度のごみの総排出量は、約98,900tとなっています。その内訳は家庭から排出されるごみが約65,400t(約66%)、事業所から排出されるごみが約33,500t(約34%)となっています。

表2-5 ごみ排出量の推移

(単位: ごみ排出量: t/年, 1人1日当たりのごみ排出量: g/人・日)

年度			2000 (平12)	2014 (平26)	2016 (平28)	2018 (平30)	2020 (令2)	2022 (令4)
種別								
家庭系ごみ	ごみ排出量	燃えるごみ	72,422	61,605	59,798	60,282	54,366	53,455
		燃えないごみ	5,889	3,428	3,067	3,446	2,549	2,239
		資源物	14,384	9,110	7,982	7,053	9,293	9,258
		粗大ごみ	—	—	—	—	246	271
		有害ごみ	—	—	—	—	154	141
		計	92,695	74,143	70,847	70,781	66,608	65,364
	1人1日当たり のごみ排出量	燃えるごみ	760.6	623.1	604.4	606.2	548.6	541.8
		燃えないごみ	61.8	34.7	31.0	34.7	25.7	22.7
		資源物	151.1	92.1	80.7	70.9	65.5	70.9
		粗大ごみ	—	—	—	—	2.5	2.7
		有害ごみ	—	—	—	—	1.6	1.4
		計	973.6	749.9	716.1	711.8	643.9	639.6
事業系ごみ	ごみ排出量	燃えるごみ	36,560	33,226	32,635	30,906	29,706	31,944
		燃えないごみ	2,009	953	1,259	834	764	1,325
		資源物	19	19	172	24	318	234
		粗大ごみ	—	—	—	—	126	22
		有害ごみ	—	—	—	—	5	0
		計	38,588	34,198	34,066	31,764	30,919	33,525
ごみの総排出量			131,283	108,341	104,912	102,545	97,527	98,889
1人1日当たりのごみ排出量			1,379	1,096	1,060	1,031	984	1,002
民間 ルート	資源物回収量	—	14,387	12,362	12,256	10,627	9,568	
ごみの総排出量 (民間ルート回収量を含む)			—	—	—	114,801	108,154	108,457
1人1日当たりのごみ排出量 (民間ルート回収量を含む)			—	—	—	1,154	1,091	1,099

(資料: ごみ減量課調べ)

- ※1 ごみ排出量は、家庭又は事業所から排出された燃えるごみ、燃えないごみ、資源物、粗大ごみ、有害ごみの合計である。
- ※2 1人1日当たりのごみ排出量は、国の一般廃棄物処理実態調査に合わせ、ごみ排出量÷住民基本台帳人口÷年間日数で求めている。
- ※3 1人1日当たりのごみ排出量は、端数処理を行っているため、合計が合わないところがある。
- ※4 2019(令和元)年度までは水戸地区、常澄地区及び内原地区の合計であり、2020(令和2)年度からは市内全域である。
- ※5 民間ルートの資源物回収量は、民間事業者が独自で処理する資源物量(民間ルート分)を市で調査・集計を行い算出した値であり、茨城県の方針に準じ、市の資源物量に加算してリサイクル率を算出している。
- ※6 水戸市ごみ処理基本計画(第3次)では、2000(平12)年度を目標数値算出の基準年度としている。

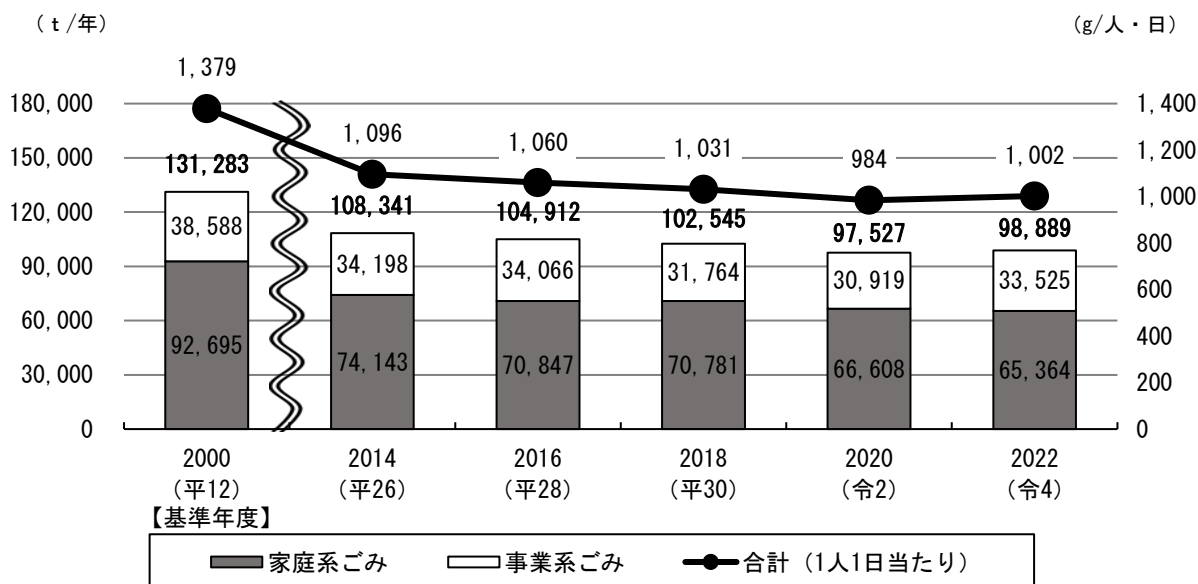
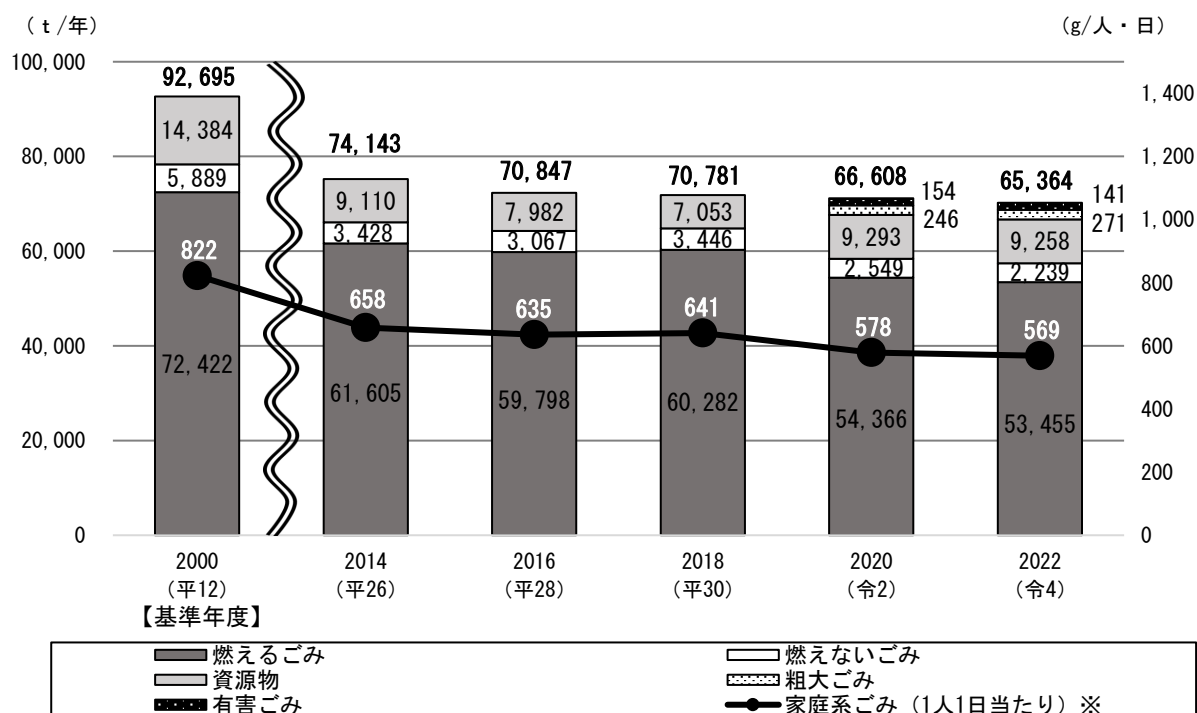


図 2-4 ごみの総排出量及び 1 人 1 日当たりのごみ排出量の推移

（２）家庭系ごみ排出量

家庭系ごみは減少傾向にあり、2022（令和 4）年度の 1 人 1 日当たりの排出量は 569g となっています。家庭系ごみは図 2-5 に示すように、水戸市ごみ処理基本計画（第 3 次）（以下「前計画」という。）期間において、2014（平成 26）年度の約 74,100 t をピークに減少し、2022（令和 4）年度には約 65,400 t となり、約 8,700 t の減となっています。

資源物については、2020（令和 2）年から市内全域で、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装の集積所での分別収集を開始したことなどの効果により、2020（令和 2）年度の資源物排出量は約 9,300 t となり、2018（平成 30）年度比で 31.7% 増加しています。



※家庭系ごみ（1 人 1 日当たり）は資源物を除いて算出しています。

図 2-5 家庭系ごみ排出量及び 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量の推移

(3) 事業系ごみ排出量

事業系ごみの排出量は、図2-6に示すように、前計画期間において、2014（平26）年度の約34,200 tをピークとして、2022（令和4）年度には約33,500 tとなり、約700 tの微減となっています。

事業系ごみは景気の影響を受けやすいため、2020（令和2）年度の事業系ごみの排出量はコロナ禍における緊急事態宣言の影響により減少したと推測されます。

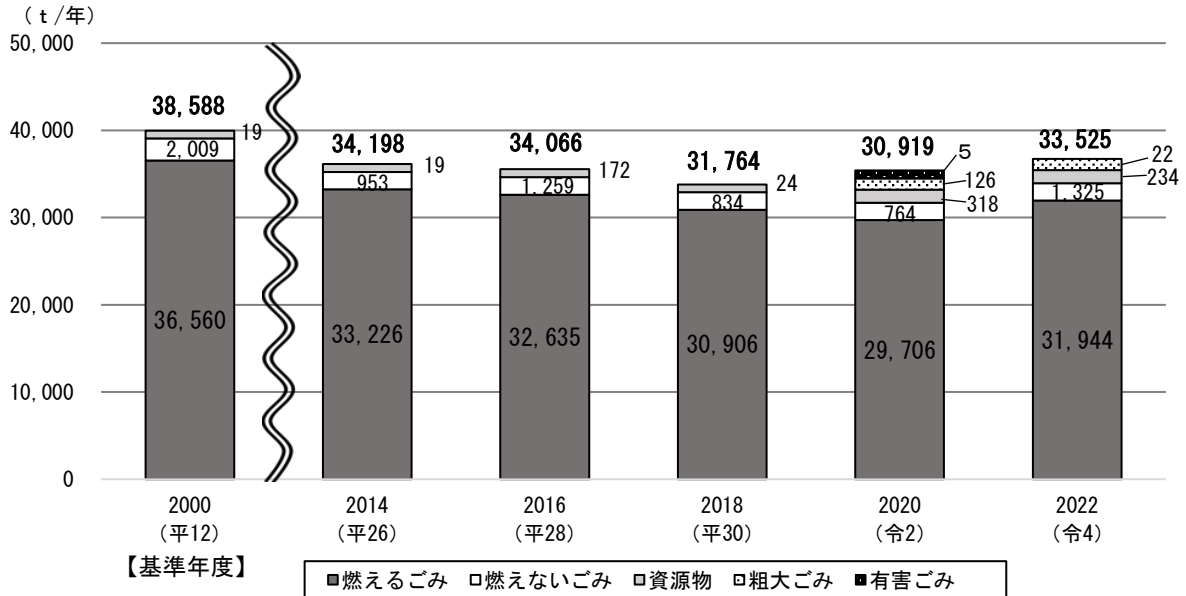


図2-6 事業系ごみ排出量の推移

(4) 資源物排出量

ごみの排出量が減少しているなか、2020（令和2）年から家庭系（その他）の資源物排出量が増加に転じているのは、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装の市内全域での集積所での分別収集の開始や啓発活動の浸透による分別への意識の高まりが要因として考えられます。また、家庭系の資源物回収の中核を担っていた集団資源物回収は、年々減少を続け2022（令和4）年度の回収量は2,264 tとなり、2014（平成26）年度の回収量（5,255 t）の半分以下まで減少しています。

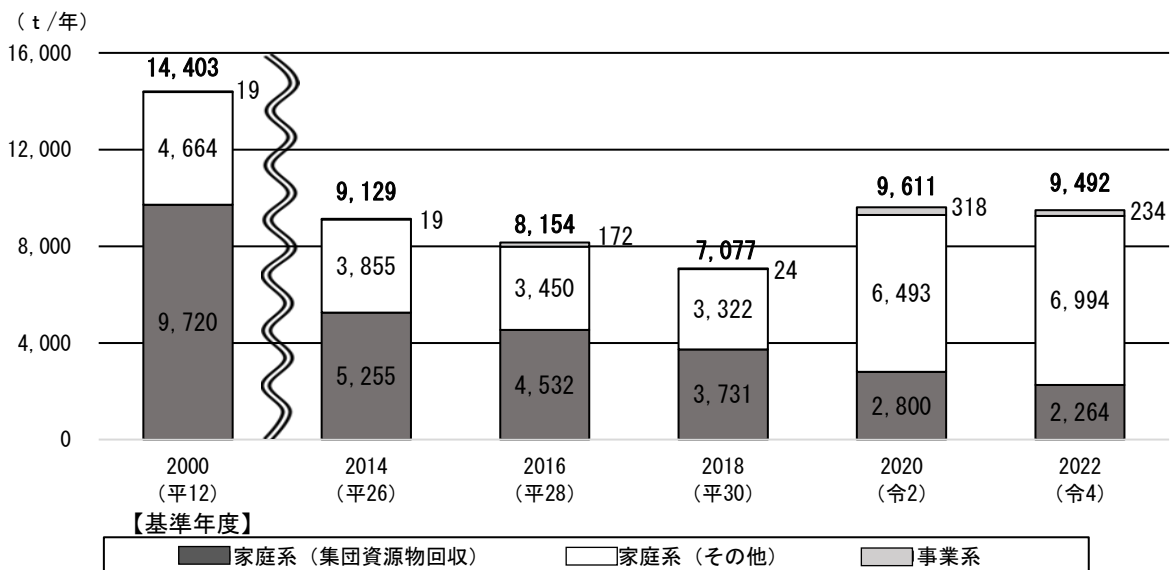


図2-7 資源物排出量の推移

3 ごみ処理・再資源化・最終処分状況

(1) ごみ処理状況

ごみ処理量の推移を以下に示します。ごみ処理量はごみの総排出量を処理の方法ごとに区分したもので、2014（平成26）年度以降、減少傾向にありましたが、2022（令和4）年度は2020（令和2）年度と比べ微増しています。

表2-6 ごみ処理量の推移

（単位：t/年）

年度	2000 （平12） 【基準年度】	2014 （平26）	2016 （平28）	2018 （平30）	2020 （令2）	2022 （令4）
焼却施設処理量	108,982	94,831	92,433	91,188	84,072	85,399
リサイクルセンター処理量	12,581	8,255	7,947	7,626	10,655	11,226
民間ルート資源物回収量	—	14,387	12,362	12,256	10,627	9,568
集団資源物回収量	9,720	5,255	4,532	3,731	2,800	2,264
計	131,283	122,728	117,274	114,801	108,154	108,457

（資料：ごみ減量課調べ）

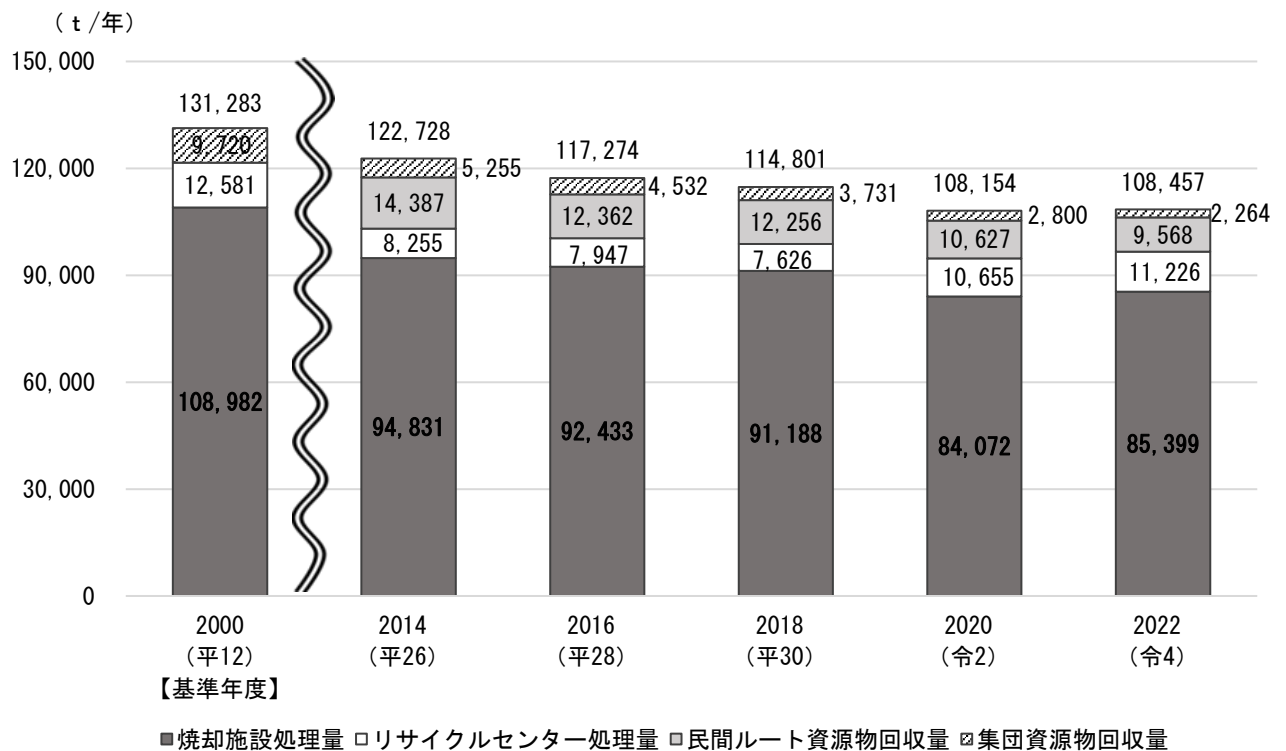


図2-8 ごみ処理量の推移

(2) 再資源化状況

再資源化量は、表2-7及び図2-9に示すとおり、2020（令和2）年度からの清掃工場「えこみっと」の供用開始及び新分別への移行により、中間処理過程再資源化量とともに主灰再資源化量は増加しています。2022（令和4）年度の再資源化量は28,499 t、リサイクル率は26.3%となっています。

表2-7 再資源化量及びリサイクル率の推移

(単位：t/年)

種別		年度	2000 (平12) 【基準年度】	2014 (平26)	2016 (平28)	2018 (平30)	2020 (令2)	2022 (令4)
再資源化量	民間ルート資源物回収量		—	14,387	12,362	12,256	10,627	9,568
	中間処理過程資源化量		7,736	5,883	5,218	5,074	7,616	7,537
	主灰再資源化量		—	—	—	—	8,356	9,130
	集団資源物回収量		9,720	5,255	4,532	3,731	2,800	2,264
	計		17,456	25,525	22,112	21,061	29,399	28,499
リサイクル率			13.3%	20.8%	18.9%	18.3%	27.2%	26.3%

(資料：ごみ減量課調べ)

※1 リサイクル率(%)＝再資源化量(t)÷ごみ処理量(t)×100

※2 主灰とは、ごみ焼却により発生した燃えがらをいう。

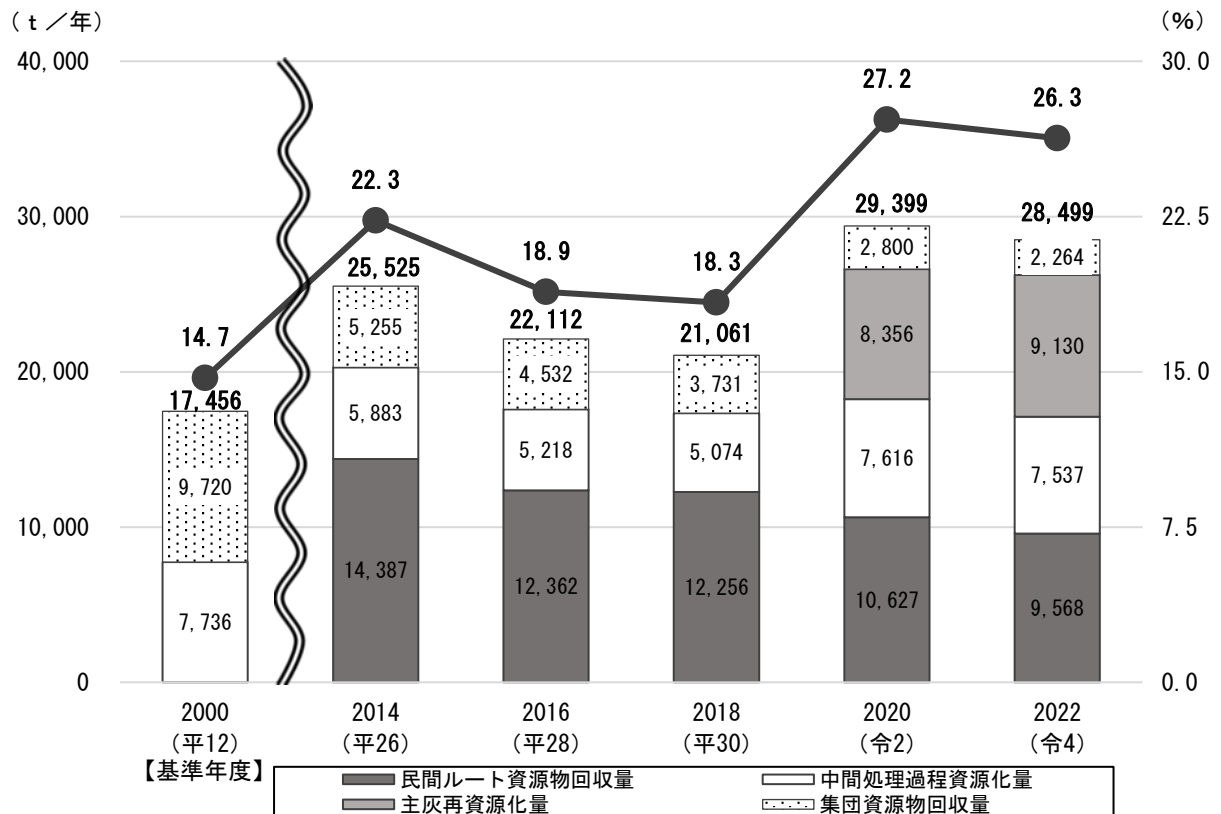


図2-9 再資源化量及びリサイクル率の推移

(3) 最終処分状況

直営の最終処分量は、2017（平成 29）年 3 月の第二最終処分場埋立処分の終了から 2020（令和 2）年 12 月の第三最終処分場の運用開始までの間は、最終処分を委託しているため 0 となっています。また、第三最終処分場では、飛灰を環境面に配慮し、適正に最終処分しています。

最終処分については、2016（平成 28）年度から一部を処分委託しており、2020（令和 2）年度からは主灰の全量を舗装材、路盤材などに再資源化しています。

表 2-8 最終処分量の推移

（単位：t/年）

種別 \ 年度	2000 （平12） 【基準年度】	2014 （平26）	2016 （平28）	2018 （平30）	2020 （令2）	2022 （令4）
最終処分量（直営）	19,620	15,056	8,438	0	816	2,743
最終処分量（委託）	0	0	4,371	11,856	10,107	9,130
計	19,620	15,056	12,809	11,856	10,923	11,873

※ 2019（令和元）年度までは水戸地区のみの量であり、2020（令和2）年度からは市内全域の量である。

※ 2020（令和2）年度最終処分量（直営）は、第三処分場の使用を開始した12月以降の量である。

※ 2020（令和2）年度からの最終処分量（直営）は、飛灰の量であり、最終処分量（委託）は、主灰の量である。

※ 飛灰とは、ごみ焼却により発生した排ガス中に浮遊した微細なチリを捕集したばいじんをいう。

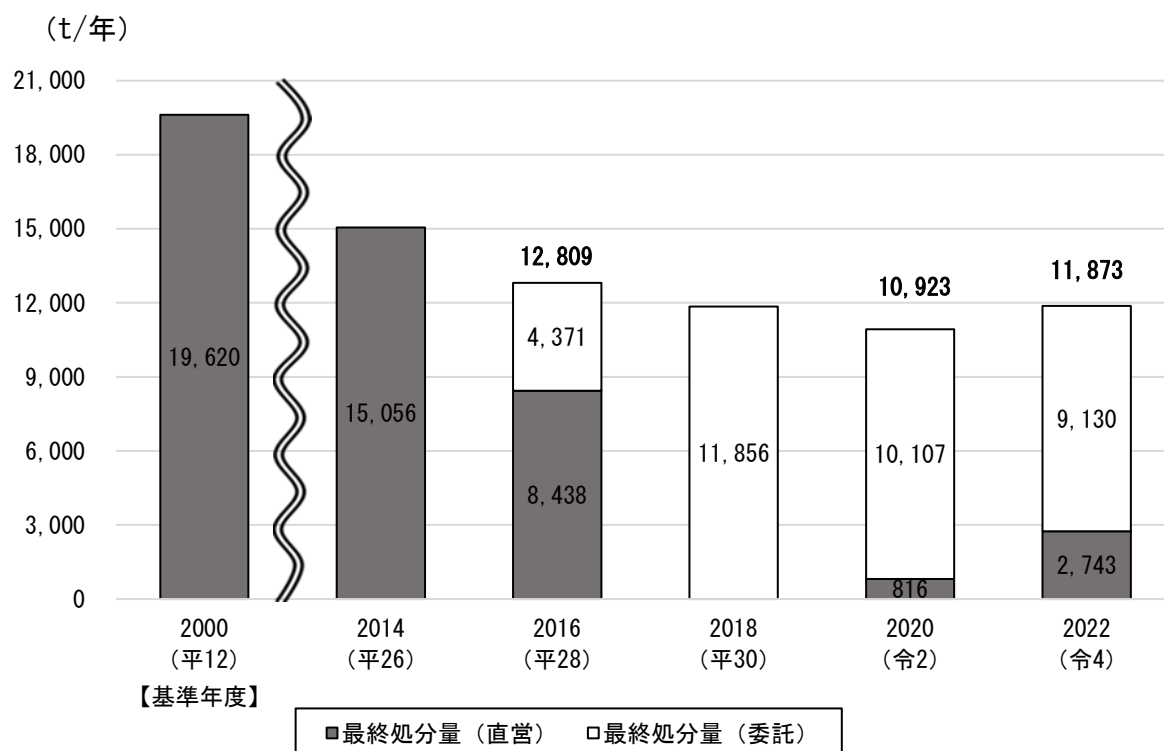


図 2-10 最終処分量の推移

(1) 収集区域及び処理区域

本市の家庭ごみの収集区域は市内全域を対象としています。



図2-11 収集区域

表2-9 面積、人口及び世帯数

(2022(令和4)年10月1日現在)

面積 (km ²)	人口 (人)	世帯数 (世帯)
217.32	270,309	130,020

資料：事業概要，住民基本台帳調べ

(2) 分別区分及び排出場所等

本市で収集する資源物とごみの分別区分ごとの排出場所、収集回数及び収集容器等は、以下に示すとおりです。

表 2-10 分別区分ごとの排出場所、収集回数及び収集容器等

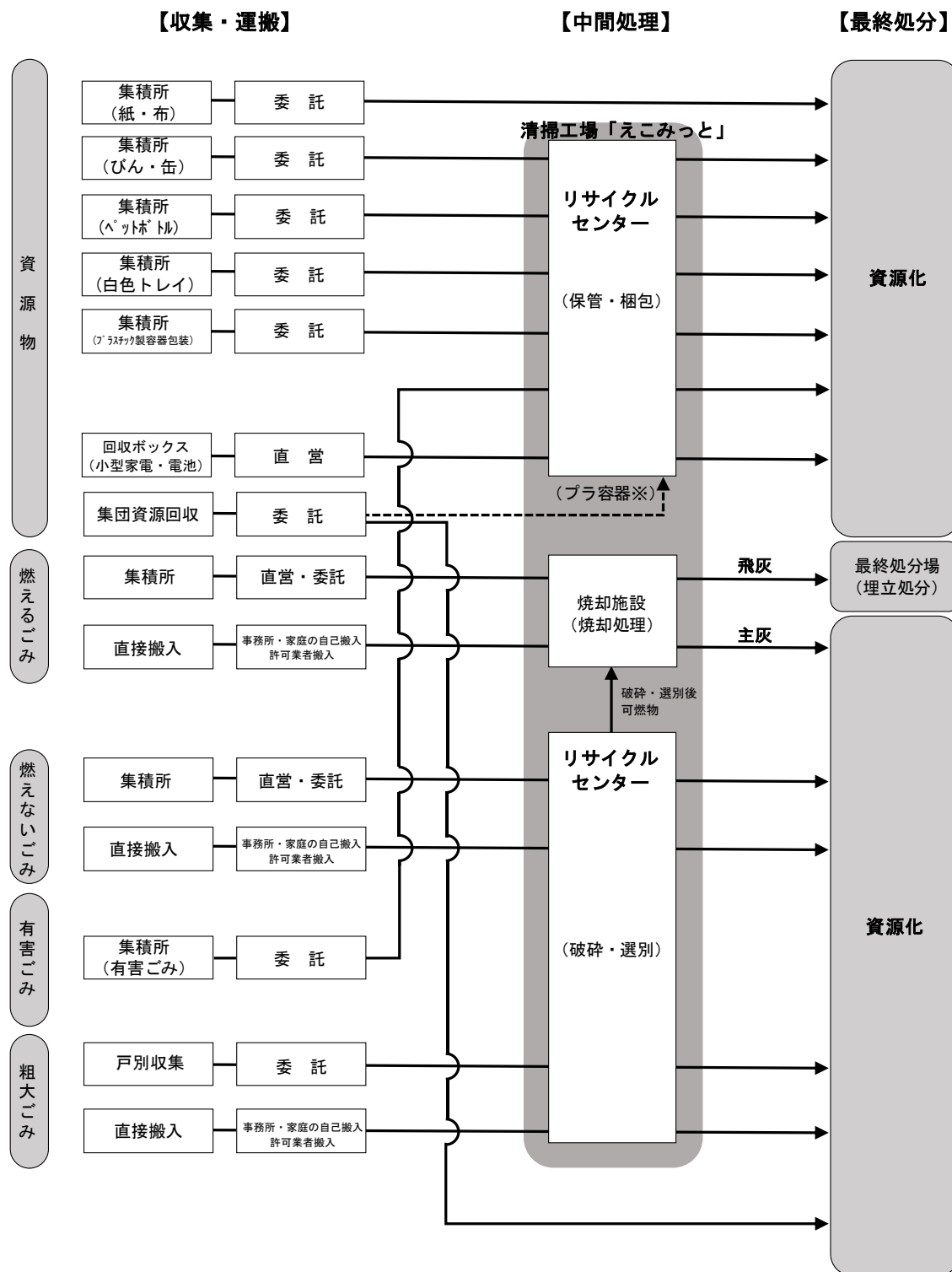
種	分別		排出場所	収集回数	収集容器等	
1 資源物	紙類	1 新聞紙	集積所	月 2 回	分別区分ごとにひもで縛る。	
		2 ダンボール				
		3 その他の紙類				
		4 紙パック				
	5 布類				月 4 回	分別区分ごとに透明・半透明袋
	6 びん・缶類					
	7 ペットボトル					
	8 白色トレイ					
	9 プラスチック製容器包装 (色付トレイを含む)					
	10 小型家電		拠点※	—	回収ボックス	
2 燃えるごみ	11 燃えるごみ	集積所	週 2 回	指定袋・券		
3 燃えないごみ	12 燃えないごみ		月 2 回	指定袋・券		
4 有害ごみ	13 乾電池		拠点※	—	回収ボックス	
	14 蛍光管, 水銀体温計		集積所	月 2 回	分別区分ごとに透明・半透袋	
	15 スプレー缶, カセットボンベ, ガスライター					
5 粗大ごみ	16 粗大ごみ		申込制による戸別収集			

※市民センターなどに回収ボックスを設置し、定期的に拠点回収を行っている。

(3) 資源物とごみの処理体系

本市で収集する資源物とごみは、「資源物」、「燃えるごみ」、「燃えないごみ」、「有害ごみ」及び「粗大ごみ」の 5 種となっており、粗大ごみは申込制の戸別収集を、それ以外は集積所等での収集を行っています。

これら以外に、事業活動等に伴う直接搬入ごみがあり、清掃工場「えこみっと」等の処理対象となっています。また、市民団体による、集団資源物回収をはじめとした再資源化事業を推進しています。



※プラ容器：ペットボトル、白色トレイ及びプラスチック製容器包装

図 2-12 資源物とごみの処理体系図

(4) 処理施設等の概要

本市のごみ処理施設等の概要は表 2-1-1～表 2-1-3 に示すとおりです。

表 2-1-1 焼却施設

項 目	概 要
施設名称	清掃工場（愛称：えこみっと）
所在地	水戸市下入野町 2100 番地
建設時期	着工：2016（平成 28）年 2 月 完成：2020（令和 2）年 3 月
面積	工場敷地 約 47,865 m ² ごみ焼却施設棟（建築面積：4,784 m ² ，延床面積：11,252 m ² ） 管理啓発棟（建築面積：999 m ² ，延べ面積：1,474 m ² ） 計量棟（建築面積：524 m ² ，延べ面積：522 m ² ） 洗車場（建築面積：689 m ² ，延べ面積：689 m ² ）
焼却方式	全連続燃焼式ストーカ炉
処理能力	330t/24h（110t/24h×3 炉）
主な設備内容	・受入供給設備 … ごみ計量器，ごみピット（11,000m³），ごみクレーン，可燃粗大ごみ粗破砕機 ・燃焼ガス冷却設備 … ボイラー（自然循環式水管ボイラー），過熱器，エコノマイザ，蒸気復水器 ・排ガス処理設備 … ろ過式集じん器（バグフィルター），薬剤噴霧装置（消石灰），無触媒脱硝装置，ダイオキシン類除去設備 ・排水処理施設 … 無放流方式（クローズド方式） ・灰出し設備 … 灰冷却装置，落じんコンベヤ，主灰ピット（約 300m³），灰クレーン ・余熱利用設備 … 蒸気タービン（定格 9,550kW） ・飛灰処理設備 … 飛灰貯留槽，混練機，重金属処理薬剤注入タンク，飛灰処理物貯留設備（バンカー，約 20m³） ・電気設備 … 特別高圧受変電設備（交流三相三線式 66kV，2 回線受電），三相交流同期発電機（10,612kVA），非常用発電機（ガスタービン式）
事業費	建設費：約 167 億円，運営費（20 年間）：約 182 億円

表 2-12 リサイクルセンター

項 目	概 要
施設名称	リサイクルセンター
所在地	水戸市入野 2100 番地（清掃工場内）
建設時期	着工：2016（平成 28）年 2 月 完成：2020（令和 2）年 3 月
面積	工場敷地 約 47,865 m ² リサイクルセンター棟（建築面積：4,807 m ² ，延べ面積：8,202 m ² ）
処理方式	燃えないごみ及び粗大ごみ：破碎 資源物：選別（圧縮及び梱包を含む）又は保管 有害ごみ：保管
処理能力	55t/5h（破碎設備 24t/5h，選別設備 31t/5h）
主な設備内容	・受入供給設備 … 不燃粗大ごみ受入ホッパー及び供給コンベヤ，燃えないごみ受入ホッパー及び供給コンベヤ，びん・缶類受入ホッパー及び供給コンベヤ，ペットボトル受入貯留ピット（約 758 m³），ペットボトルクレーン，ペットボトル（白色トレイ）受入ホッパー及び供給コンベヤ，プラスチック製容器包装受入貯留ピット（約 2,799 m³），プラスチック製容器包装クレーン，プラスチック製容器包装受入ホッパー及び供給コンベヤ，各種搬送コンベヤ ・破碎設備 … 燃えないごみ粗破碎機（低速回転式破碎機），高速回転破碎機（堅型） ・選別設備 … 破碎物磁選機，破碎物選別機，風力選別機，破碎アルミ選別機，スチール缶選別機 びん・缶類手選別コンベヤ，アルミ缶選別機，プラスチック製容器包装選別機 選別：破碎鉄，破碎アルミ，カレット（無色，茶色，緑色），スチール缶，アルミ缶，プラスチック製容器包装，白色トレイ ・貯留設備 … 缶類プレス機，ペットボトル圧縮梱包機，白色トレイ袋詰装置，プラスチック製容器包装圧縮梱包機 ・雑設備 … 環境集じん装置，スプレー缶処理機，半自動蛍光管破碎機
事業費	建設費：約 59 億円，運営費（20 年間）：約 52 億円

表 2－13 最終処分施設

項 目	概 要
施設名称	水戸市一般廃棄物第三最終処分場
所在地	水戸市下入野町 2060
建設時期	着工：2017（平成 29）年 12 月 完成：2020（令和 2）年 12 月
敷地面積	約 30,000 m ²
埋立面積	約 12,000 m ²
計画埋立容量	約 74,000m ³
浸出水処理方式	流入調整＋カルシウム除去＋生物処理＋物理化学処理＋高度処理＋脱塩処理 ＋消毒
浸出水処理能力	約 20m ³ /日
埋立物	飛灰処理物及び不燃破碎残渣
主な設備内容	埋立施設，浸出水処理設備
事業費	約 47.4 億円

5 ごみ処理事業の評価

(1) 水戸市ごみ処理基本計画（第3次）の概要

国においては、2013（平成 25）年 5 月に、第三次循環型社会形成推進基本計画（第三次循環計画）で、廃棄物処理の優先順位を①発生抑制（リデュース）、②再使用（リユース）、③再生利用（リサイクル）、④熱回収（サーマルリカバリー）、⑤適正処分と定め、特に、取組が遅れているリデュース・リユースの取組強化に向けた施策の方向性を示しました。

本市においても、リデュース及びリユースを最優先事項と位置付け、これらに積極的に取り組むとともに、リサイクルを推進することにより、資源循環型都市・水戸の構築を目指し、前計画の目指す姿を『快適な未来へ進む資源循環型都市・水戸～発生抑制・再使用と再資源化の徹底～』と定め、水戸市ごみ処理基本計画（第3次）を策定しました。

表 2－14 前計画の概要

項目		内容
目指す姿		快適な未来へ進む資源循環型都市・水戸～発生抑制・再使用と再資源化の徹底～
基本方針		I ごみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進 II 分別の徹底と再資源化（リサイクル）の拡大 III 資源循環型の廃棄物処理システムの確立
計画期間		2014（平成 26）年度から 2023（令和 5）年度まで
予測人口		2018（平成 30）年度【中間年度】 272,500 人 2023（令和 5）年度【目標年度】 270,000 人
基本 施策	基本方針 I	I－i 啓発活動・環境教育による意識改革 I－ii ごみの発生・排出を抑制する取組
	基本方針 II	II－i 新たな分別等による再資源化の拡大に向けた取組 II－ii 事業主体ごとの再資源化の拡大に向けた取組
	基本方針 III	III－i 適正なごみ排出、効率的なごみの収集・運搬 III－ii 施設の整備及び適正管理 III－iii 緊急時のごみ処理対策
計画目標 (2000（平成 12）年度比)		2018（平成 30）年度【中間年度】 1 人 1 日当たりのごみ排出量 1,070g 以下 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 649g 以下 事業系ごみ排出量 32,369t 以下 リサイクル率 20% 以上 2023（令和 5）年度【目標年度】 1 人 1 日当たりのごみ排出量 1,032g 以下 （約 25%以上削減） 1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量 596g 以下 （約 25%以上削減） 事業系ごみ排出量 29,361t 以下 （約 20%以上削減） リサイクル率 25% 以上

（２）前計画の取組状況

前計画で掲げた基本方針及び基本施策における取組状況と、実施後の課題を以下に示します。

基本方針Ⅰ ゴみの発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）の推進

表 2－15（１） 前計画の施策の取組状況及び実施後の課題

基本施策	具体的施策	取組状況	実施後の課題
Ⅰ－ⅰ 啓発活動・環境教育による意識改革	1 環境教育の推進	・清掃工場「えこみっと」の整備により、見学者に対して、ごみ分別等に係る環境学習が行える環境を整えました。また、ごみ処理施設見学の受け入れや新分別区分に係る出前講座を実施し、環境教育の充実を図りました。 ・環境フェアを開催し、市民及び事業者のごみの発生抑制、再使用及び再資源化の意識の醸成を図りました。 ・エコ・ショップの認定を推進するとともに、広報みとによる周知を行い意識啓発の機会を設けました。また、ごみ分別パンフレットやごみ収集カレンダー等の発行、広報誌「ごみマガ！」による情報提供やラジオ放送出演、SNS 等を活用するなど情報提供の拡充を図りました。 ・職員や不法投棄防止協力員による巡回活動、不法投棄防止監視カメラの運用、不法投棄防止用看板の配布を実施しました。また、広報みと、市ホームページ、SNS 等を通じて不法投棄防止への意識啓発を行いました。 ・ごみゼロの日キャンペーンの開催し、環境美化の推進を図りました。	・環境教育については、清掃工場「えこみっと」の設備を有効活用するため環境教育プログラムを拡充する必要があります。 ・情報提供については、これまで活用してきた各種メディアでの情報発信を継続するとともに、市民の興味を喚起し、実行を促すための工夫を検討する必要があります。 ・不法投棄については、意識啓発、周知、監視体制の強化等を推進してきましたが、後を絶ちません。今後も対策を継続していく必要があります。 【不法投棄通報箇所数実績】 2014（平 26）年度 152 件⇒2022（令 4）年度 98 件 ・単身世帯や町内会未加入世帯へのごみの分け方・出し方のルールが浸透していないため、集積所への不適正排出が見受けられます。そのため効果的な手法を検討する必要があります。
	2 循環型社会の基礎となる情報提供の拡充		
	3 不法投棄の防止及び環境美化の推進		
Ⅰ－ⅱ ごみの発生・排出を抑制する取組	4 ライフスタイルの転換によるごみの排出抑制の推進	・レジ袋の削減について、市ホームページで啓発を続けるとともに、「みとコンビニスタイル 24 時間（MCS24）」の展開を図ってまいりました。また、生ごみ処理機器の購入補助制度の周知を図り、生ごみの減量化を推進しました。 ・食品ロスの削減に関しては水戸市食品ロス削減に関する行動指針を策定し、みと食べきり運動協力店の登録やきずな BOX（食品収集箱）の設置などの推進を図りました。 ・ごみ処理手数料については、2020（令 2）年度に市内の 3 地区（水戸・常澄・内原）で不均衡のあったごみ処理手数料の統一化を行い、他中核市や県内他自治体における、ごみ処理手数料の調査を実施しました。 ・事業系ごみについては、商工会議所を通じてのごみの適正排出の周知や市内事業者への適正排出方法の文書の配布、個別訪問による排出指導を行いました。	・レジ袋の削減については、有料化以降、取組は加速しましたが、本来の目的である排出抑制や再資源化に関する施策の強化が必要です。 ・家庭ごみ有料制導入から 20 年近くが経過しているため、清掃工場「えこみっと」への直接搬入手数料とともに、ごみ処理手数料の適正化を図っていく必要があります。 ・事業系ごみの排出抑制や再資源化を推進するため、ごみ量の実態把握等の現状分析及び原因究明のための調査を行った上で、対策を検討する必要があります。 ・食品ロスの発生に関しては、市民の意識や事業者の商習慣に負う部分が大きいため、様々な機会をとらえて啓発を行い、意識・行動変容を促すことが必要です。 ・家庭で発生する生ごみについては、生ごみ処理機器の普及を更に推進していくとともに、堆肥化されたものの有効活用について、具体的な施策を検討する必要があります。
	5 家庭における生ごみ減量化の推進		
	6 ごみの減量・再資源化へ向けた意識醸成		
	7 民間独自ルートによる減量化の推進		
	8 事業系ごみの排出管理と指導の徹底		

基本方針Ⅱ 分別の徹底と再資源化（リサイクル）の拡大

表 2－15（2） 前計画の施策の取組状況及び実施後の課題			
基本施策	具体的施策	取組状況	実施後の課題
Ⅱ－i 新たな分別等による再資源化の拡大に向けた取組	9 分別・排出区分の拡充と再資源化の拡大	・市内全域での分別の統一により、ペットボトル、白色トレイ、プラスチック製容器包装の集積所回収や乾電池、蛍光灯、スプレー缶・ガスライター等の有害ごみの分別収集を開始し、分別、再資源化の拡充を図りました。また、焼却灰は、舗装材、路盤材、セメント原料等として再資源化することで、最終処分量の削減や再資源化率の向上に努めています。	・現状の分別排出の徹底を推進するとともに、今後、少子高齢化により想定される成人用紙おむつの排出増加に向けた対策を検討する必要があります。 ・モバイルバッテリーやリチウムイオン電池等の水戸市で処理できないごみも多いため、適正処理に向け周知徹底を図るとともに、有害ごみ分別品目拡大の検討をしていく必要があります。 ・「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」に対応していくため、製品プラスチックの回収・再資源化手法の検討やバイオマスごみ袋の検討を行っていく必要があります。
	10 その他再資源化区分の検討		
Ⅱ－ii 事業主体ごとの再資源化の拡大に向けた取組	11 市民、事業者におけるリサイクル実践行動	・集団資源物回収については、回収品目の追加や、回収方法の緩和等により充実を図ってきましたが、回収量の減少に歯止めがかからない状況にあります。 ・事業者が自主的に取り組む店頭・拠点回収の拡大を図ってきました。一方、行政においては、ペットボトルの更なる再資源化を図るため、拠点回収から集積所収集へ変更しました。 ・行政においては、集団資源物回収の団体表彰を行うなど啓発・促進を図ってきました。食品ロス削減に関しては職員へのチラシ配布を行うなど減量意識の徹底を図りました。また、剪定枝粉碎機貸与制度を導入し、剪定枝の活用を推進しました。	・リユース促進のため、リサイクルショップやリペアに関する情報提供システムの構築、民間事業者の活用の検討など、リユースを推進するための仕組み作りが必要です。 ・剪定枝の活用については従来の施策を継続するとともに、チップ化以外の再資源化手法について検討する必要があります。また、清掃工場で処理できない基準を超える大きさの枝木の処理についても、市民の利便性やごみの減量とリサイクル推進のため、民間施設の活用など調査・検討を進める必要があります。 ・公共施設においても、ごみ減量・分別の推進について、引き続き職員に周知徹底を図っていく必要があります。
	12 行政におけるリサイクル実践行動		

基本方針Ⅲ 資源循環型の廃棄物処理システムの確立

表 2－15（3） 前計画の施策の取組状況及び実施後の課題			
基本施策	具体的施策	取組状況	実施後の課題
Ⅲ－i 適正なごみ排出、効率的なごみの収集・運搬	13 ごみ排出ルールの指導徹底	・ごみ排出ルールの徹底について、住民への現場における指導や直接持込みごみの受け入れ時に不適物の確認指導などを行いました。 ・収集・運搬体制について、資源物収集品目の拡充やプラスチック製容器包装の収集回数の増加等に伴う収集運搬体制の検討を行い、民間活力を活用した収集・運搬体制の推進を図りました。 ・家庭系ごみの収集については、現行の家庭ごみ集積所による収集を基本とし（粗大ごみの収集については例外的に戸別収集を実施。）、庁内関係部課の緊密な連携のもと、高齢者のごみ出し支援策の拡充について検討を進めています。	・2020（令和2）年4月からの清掃工場「えこみっと」の稼働にあわせ、収集業務の一部については、民間活力の活用を図ってまいりました。今後についても職員の退職等にあわせて計画的に推進していく必要があります。
	14 収集運搬体制の効率化及びごみ収集サービスの向上		
	15 収集運搬作業環境の向上		
	16 地域における適正排出及び分別の促進		
Ⅲ－ii 施設の整備及び適正管理	17 新ごみ処理施設の整備	・2020（令和2）年度から水戸市清掃工場「えこみっと」が稼働開始しました。また、2020（令和2）年12月から一般廃棄物第三最終処分場が運用開始しました。 ・第一最終処分場については、公園としての維持管理及び浸出水処理施設の適正管理を行いました。第二最終処分場については、浸出水処理施設の適正管理及び地元と協調し、跡地整備を進めています。	・ごみ処理施設については、施設整備が完了したことから、適切な維持管理を推進するとともに、施設の機能の有効活用を推進する必要があります。 ・最終処分場については、適切な維持管理を推進するとともに、周辺環境との調和や地元住民の要望を踏まえた跡地整備が必要です。
	18 第一、第二最終処分場の適正管理及び跡地整備		
Ⅲ－iii 緊急時のごみ処理対策	19 災害時等緊急時への対策	・初期の処理体制の構築や各種団体等との連携をはじめとする災害対応策を位置付けた「災害廃棄物処理計画」を2020（令和2）年度に策定しました。さらに2021（令和3）年度にはその具体的行動を示した「災害廃棄物処理マニュアル」を作成し、今後起こり得る大規模自然災害に備え、着実に対応を進めています。	・災害発生時に迅速かつ適正な処理、再資源化が実行できるよう、平時において、周辺自治体との協力関係の強化などを進める必要があります。

(3) 前計画の目標達成状況

ア 前計画の目標値を基準とした評価

(ア) 目標数値 1 (1 人 1 日当たりのごみ排出量)

1 人 1 日当たりのごみ排出量は、2022 (令和 4) 年度の実績で 1,002g であり、前計画の目標値 (1,032g) を達成しています。

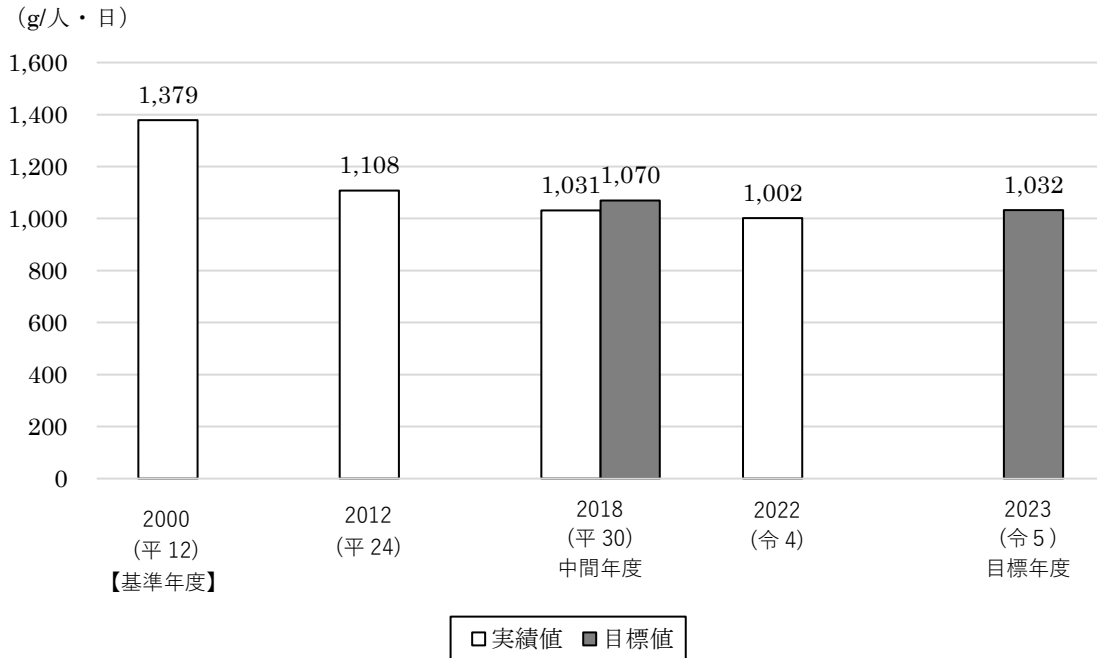


図 2 - 1 3 1 人 1 日当たりのごみ排出量の比較

(イ) 目標数値 1-① (1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量)

1 人 1 日当たりの家庭系ごみ排出量は、2022 (令和 4) 年度の実績で 569g であり、前計画の目標値 (596g) を達成しています。

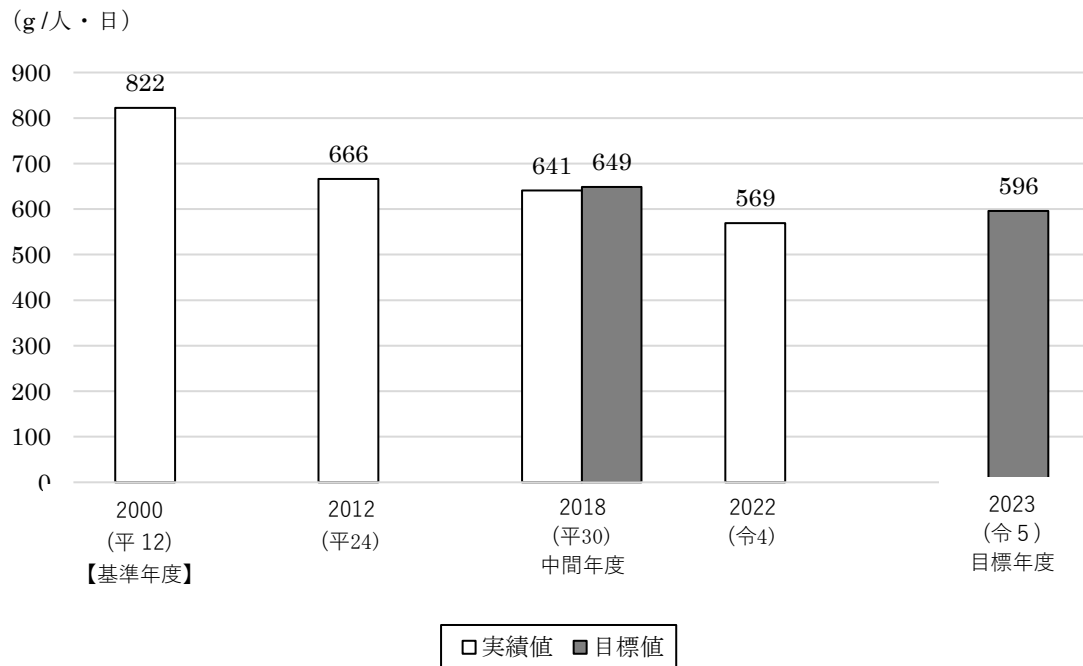


図 2 - 1 4 1 人 1 日当たりの家庭ごみの排出量の比較

(ウ) 目標数値 1-② (事業系ごみ排出量)

事業系ごみ排出量は、2022(令和4)年度の実績で33,525tであり、前計画の目標値(29,361t)まで4,164tの減量が必要となっています。

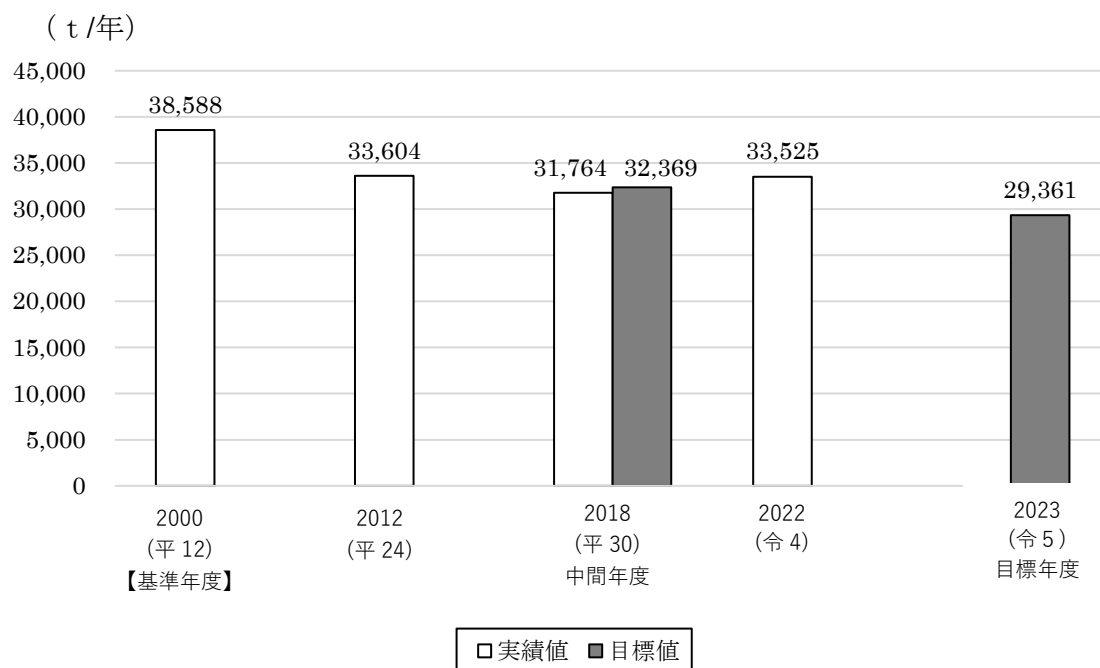


図 2-15 事業系ごみ排出量の比較

(エ) 目標数値 2 (リサイクル率)

リサイクル率は、2022(令和4)年度の実績で26.3%であり、前計画の目標値(25.0%)を達成しています。

2020(令和2)年度から清掃工場が発生する主灰を再資源化したことにより、リサイクル率が向上しています。

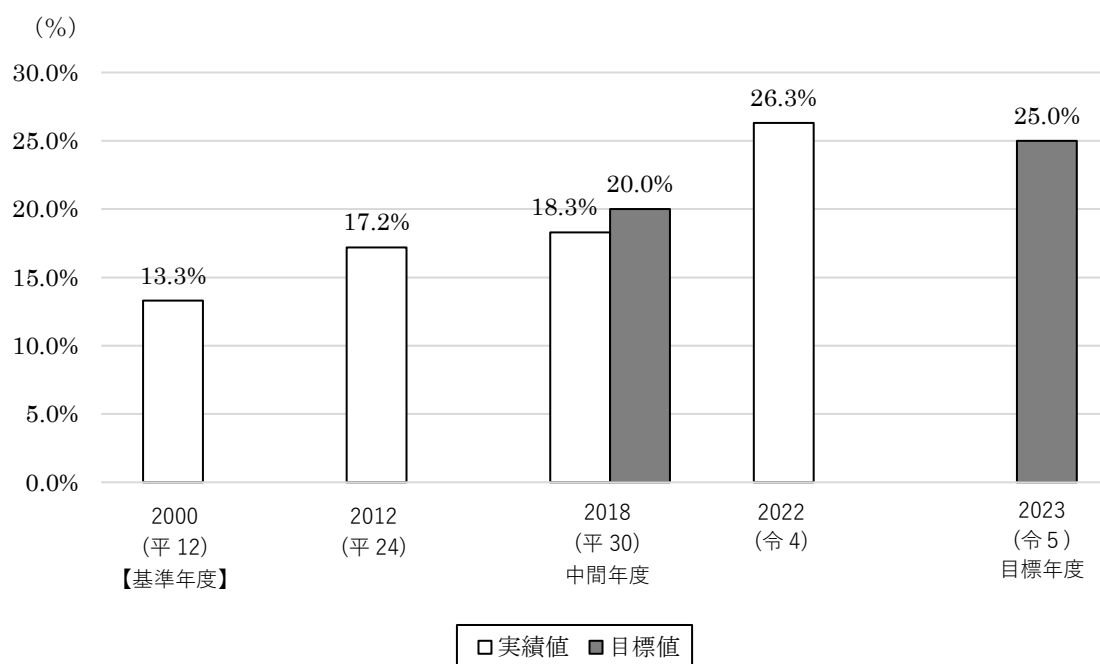


図 2-16 リサイクル率の比較

イ 国の目標値を基準とした評価

前計画の数値目標については、国の「第三次循環型社会形成推進基本計画」の数値目標を踏まえ設定しました。国は、2018（平成 30）年 6 月に「第三次循環型社会形成推進基本計画」の見直しを行い、「第四次循環型社会形成推進基本計画」を策定し、新たな数値目標を定めました。国の新たな数値目標と本市の実績の比較を表 2-16 に示します。

表 2-16 国の目標値との比較

指標	第四次循環型社会形成推進基本計画	水戸市
	2025（令 7）年度数値目標	2022（令 4）年度実績
1 人 1 日当たりごみ総排出量	約 850g/人/日	1,002g/人/日
1 人 1 日当たり家庭ごみ排出量	約 440g/人/日	569g/人/日
事業系ごみ排出量	約 28,525t/年※	33,525t/年
一般廃棄物の出口側の循環利用率※	約 28%	26.3%
一般廃棄物の最終処分量	約 10,399t/年※	2,743t/年

※第四次循環型社会形成推進基本計画の事業系ごみ排出量及び一般廃棄物の最終処分量の削減率は、以下のとおり算出し、その数値を水戸市実績値にあてはめた。

$$\begin{aligned} \text{事業系ごみ排出量削減率} &= (\text{2013 年度排出量実績} - \text{2025 年度排出量目標}) / \text{2013 年度排出量実績} \\ &= (1,312 \text{ 万 t} - 1,100 \text{ 万 t}) / 1,312 \text{ 万 t} = 16.2\% \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{最終処分量削減率} &= (\text{2013 年度最終処分量実績} - \text{2025 年度最終処分量目標}) / \text{2013 年度最終処分量実績} \\ &= (454 \text{ 万 t} - 320 \text{ 万 t}) / 454 \text{ 万 t} = 29.5\% \end{aligned}$$

※一般廃棄物の出口側の循環利用率＝一般廃棄物の循環利用量/一般廃棄物の排出量と定義されているので、リサイクル率と同義とする。

ウ 茨城県の目標値を基準とした評価

第 5 次茨城県廃棄物処理計画に基づく、目標値との比較を表 2-17 に示します。2022（令和 4）年度の水戸市の実績を県の目標値（2025（令和 7）年度）と比較すると、1 人 1 日当たりのごみ排出量は届いておりません。また、再生利用率は主灰の全量再資源化等により資源化率が向上し、目標を上回っています。

表 2-17 県の目標値

指標	第 5 次茨城県廃棄物処理計画	水戸市
	2025（令 7）年度数値目標	2022（令 4）年実績
1 人 1 日当たりのごみ排出量	976g/人/日	1,002g/人/日
再生利用率※	20%以上	26.3%

※再生利用率＝一般廃棄物の出口側の循環利用率及びリサイクル率と同義とする。

6 現状を踏まえた本市の課題

前計画で掲げた施策実施後の課題や現状のごみを取り巻く状況から、本市の今後のごみ処理施策を見据え、特に重要となる課題としては、以下のものがあげられます。

(1) ごみの排出量に関する課題

- 家庭系ごみ排出量は減少傾向にあるものの、国の目標状況（2025（令7）年度で約 440g/人/日）との比較においても排出量が多いため、ごみの排出抑制（リデュース）や再使用（リユース）を最優先事項とした更なる取組の推進を図る必要があります。
- 食品ロスの発生に関しては、市民の意識や事業者の商慣習に負う部分が大きいことから、様々な機会をとらえて啓発を行い、意識・行動変容を促すことが必要です。併せて、フードバンクや福祉関連の諸団体・食品ロス削減に取り組む事業者と連携して、未利用食品等を有効に活用する取組を更に推進していく必要があります。
- 家庭ごみ有料制導入から 20 年近くが経過しているため、清掃工場「エコみっと」への直接搬入手数料とともに、ごみ処理手数料の適正化を図っていく必要があります。
- 事業系ごみ排出量は前計画期間中では概ね横ばいで推移しておりますが、計画目標に達していません。事業系ごみの排出抑制や再資源化を促進するため、ごみ量の実態把握等の現状分析及び原因究明の調査を行った上で、対策を検討する必要があります。
- 単身世帯や町内会未加入世帯へのごみの分け方・出し方のルールが浸透していないため、効果的な手法を検討する必要があります。

(2) 再資源化に関する課題

- 清掃工場「エコみっと」の稼働開始及び新分別への移行に伴い、中間処理過程再資源化量の増加や主灰の再資源化により再資源化量が増加したことでリサイクル率は向上しましたが、国の目標状況（2025（令7）年度で約 28%）と比べ、まだ低い水準にあります。リサイクル率を向上させるため、ごみの排出抑制とともに分別排出の徹底が必要となります。
- 半永久的に分解されないプラスチックは、河川等へ排出されることにより生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、2022（令和4）年4月に施行された「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」を踏まえ、プラスチック製品の回収や再資源化手法を検討する必要があります。

(3) 適正処理等に関する課題

- 2020（令和2）年4月からの清掃工場「エコみっと」の稼働にあわせ、収集業務の一部については、民間活力の活用を図ってきました。今後についても職員の退職等にあわせて計画的に推進していく必要があります。
- 少子高齢化がさらに進んでいることから、高齢者のごみ出しに配慮した収集・運搬体制のさらなる検討が必要です。
- 乾電池やスプレー缶などの有害ごみの混入による、火災や爆発が起きた事例が、清掃工場やごみ収集車でも発生しており、分別の徹底や排出ルールへの浸透を図る必要があります。また、モバイルバッテリーやリチウムイオン電池等の水戸市で処理できないごみも多いため、そのような製品の周知徹底を図っていくとともに、有害ごみ分別品目拡大の検討をしていく必要があります。
- 清掃工場「エコみっと」や第三最終処分場等が持続的に安定して機能するよう適正な管理、運営を推進する必要があります。

第3章 計画の基本的方向

1 目指す姿

本市は前計画のもと、ごみの減量化を優先事項とし、計画の目標達成に向け、2020（令和2）年4月からの清掃工場「えこみっと」の稼働にあわせ、資源物とごみを5種16分別に細分化し、プラスチック製容器包装などの新たな分別収集を開始するとともに、ごみ減量に係る啓発を行うなど様々な施策に取り組みました。その結果、2022（令和4）年度には、2000（平成12）年度と比較し、市全体のごみの量（約9.9万t）の3割ほどである約3万2千tを減量させることができました。

しかし、本市の1人1日当たりのごみの排出量は、国の目標値との比較において上回っており、リサイクル率に関しても下回っている状況にあります。また、前計画においては、目標項目として1人1日当たりの家庭ごみの排出量を2000（平12）年度比で約25%以上削減、事業系ごみについては2000（平12）年度比で約20%以上削減と定めました。1人1日当たりの家庭ごみの排出量は目標を達成したものの、事業系ごみは目標達成に至りませんでした。

このような中、国は第四次循環型社会形成推進計画の見直しを進めており、資源消費量の抑制や資源循環の取組を強化し、資源を有効活用できるようにすることで、経済にも付加価値を創出していくことを指針としています。

この資源循環の取組の強化として、2022（令和4）年4月1日に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計から排出・回収・リサイクルなど、プラスチックのライフサイクル全般に関わる全ての市民・事業者・行政が、相互に連携しながら取組を推進していくことが定められました。

また、茨城県でも、2021（令和3）年3月に「第5次茨城県廃棄物処理計画」を策定し、基本的施策として3Rや廃棄物適正処理の推進を掲げています。

本市においても、「水戸市第7次総合計画」では、環境分野の取組の方向性を、地球温暖化等の気候変動に対応するゼロカーボン・エコシティの実現を目指すために、地球環境や自然環境、生活環境の保全と向上を図り、環境負荷の少ない都市空間づくりを進めることとしています。

これらの情勢を踏まえ、ごみの減量化へ向けた施策を最優先事項として推進するとともに、資源の有効活用を図るため再資源化に取り組むことにより、資源循環型都市・水戸を目指し、本市のごみ処理について目指す姿を次のように定めます。

市民・事業者との協働によりつくる
資源循環型都市・水戸

～ごみの減量化・再資源化の徹底による環境負荷の低減～

基本方針1 ごみの減量化の推進

食品ロスの削減をはじめとするごみの発生抑制（リデュース）やライフスタイルの転換による再使用（リユース）の促進など，ごみの減量化へ向けた施策を最優先事項として推進します。

基本方針2 再資源化（リサイクル）の推進

分別の徹底に向けた意識啓発，ペットボトルの水平リサイクルなど，再資源化に資する各種施策を総合的に推進します。

基本方針3 適正な処理・運営の推進

ごみの排出から処分に至る各段階において，ごみ排出ルールの指導徹底や収集運搬体制の効率化，ごみ収集サービスの向上などの施策を進めるとともに，安全・安心な暮らしを支える社会基盤であるごみ処理施設等が持続的に安定して機能するよう適正な管理・運営を推進します。また，災害時などの緊急時においても機能する廃棄物処理体制を維持・確保し，適正かつ円滑・迅速な対応に備えます。

第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

資料編

目指す姿

基本方針

Ⅰ ごみの減量化の推進

＜関連するSDGs＞



II 再資源化（リサイクル）の推進

<関連するSDGs>



III 適正な処理・運営の推進

＜関連するSDGs＞





施策体系と主な取組例

